

議案第15号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、卸売市場法の一部改正に伴い中央卸売市場の業務に関する事項について所要の改正を行うとともに、鮮魚市場長浜卸売場棟の建替え等に伴い市場施設の使用料の額を改める必要があるによる。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第8条」に、「市場関係業者」を「市場関係事業者」に、「第6条－第18条」を「第9条－第23条」に、「第19条－第29条」を「第24条－第31条」に、
「第3節 売買参加者（第30条－第32条）」を「第3節 売買参加者（第32条－第35条）」に、
「第4節 関連事業者（第33条－第38条）」
「第39条－第69条」を「第36条－第56条」に、「卸売の業務」を「市場の業務」に、「第70条」を「第57条」に、「第71条－第79条の2」を「第58条－第71条」に、「第80条－第82条」を「第72条－第75条」に、「第83条－第91条の7」を「第76条－第90条」に、「第92条－第98条」を「第91条－第97条」に改める。

第1条中「市場」という。）」の次に「が生鮮食料品等の安定供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、市場」を加え、「第9条第2項」を「第4条第4項」に改める。

第2章第4節の節名及び第33条から第35条までを削る。

第32条中「第30条第4項第1号、第3号若しくは第5号から第7号まで」を「第32条第4項各号（第4号を除く。）」に改め、同条を第35条とする。

第31条中「前条第1項の承認を受けた者（以下「売買参加者」という。）」を「売買参加者」に改め、同条を第34条とする。

第30条第1項中「受けなければならない」を「受けることができる」に改め、同条第3項第2号中「商号」を「個人の場合にあつては商号」に改め、同項第3号中「法人である」を「法人の」に改め、「資本金又は出資の額及び」を削り、同項第4号中「承認」を「第1項の承認」に改め、同条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第3号中「市場及び取扱品目の部類に属する」を削り、同項第4号中「第32条又は第82条第3項」を「第35条又は第75条第3項」に改め、同項第7号中「ついて」の次に「暴力団及び」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項の承認の有効期間は、規則で定める。

第30条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(売買参加者の承認の更新)

第33条 前条第5項の有効期間の満了後引き続き市場において売買参加者になろうとする者は、規則で定めるところにより、承認の更新を受けなければならない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の承認の更新について準用する。

第2章第2節中第29条を第31条とし、第28条を第30条とする。

第27条第1項各号を次のように改める。

(1) 第24条第1項の認定に係る仲卸の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 第24条第3項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したとき。

第27条第2項中「死亡し、又は」及び「相続人又は」を削り、同条を第29条とする。

第26条を削る。

第25条の見出しを「(仲卸業者の地位の承継)」に改め、同条第1項及び第2項中「仲卸し」を「仲卸」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、同条第4項中「第20条第4項の」を「第24条第4項及び第5項の」に改め、同項後段を削り、同条第5項中「第71条第1項」を「第58条第1項」に、「指定」を「許可に係るもの」に改め、同条を第28条とする。

第24条の見出しを「(仲卸業者の認定の取消し)」に改め、同条第1項中「第20条第4項第1号、第2号若しくは第5号から第9号まで」を「次の各号」に改め、「こととなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認める」を削り、「許可」を「認定」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第24条第4項各号(第1号を除く。)のいずれかに該当しなくなつたとき。

- (2) 第24条第5項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 前条第1項に規定する保証金を預託しないとき。

第24条第2項各号列記以外の部分中「許可」を「認定」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「第20条第1項の許可」を「第24条第1項の認定」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第3項を削り、同条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

（仲卸業者の認定の更新）

第27条 第24条第6項の有効期間の満了後引き続き市場において仲卸の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、認定の更新を受けなければならない。

2 第24条第4項から第6項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

第23条を削る。

第22条中「第20条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に」を「規則で定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第25条とする。

3 第12条から第14条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

第21条を削る。

第20条の見出しを「（仲卸業者の認定）」に改め、同条第1項中「仲卸し」を「市場において仲卸」に、「許可」を「認定」に改め、同条第2項中「許可」を「認定」に改め、「前条第1項の」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「許可を」を「認定を」に、「許可申請書」を「認定申請書」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 名称及び住所
- (2) 代表者及び役員の氏名
- (3) 第1項の認定を受けて仲卸の業務を行おうとする市場及び取扱品目

第20条第4項を次のように改める。

4 市長は、第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をすることができる。

- (1) 申請者が法人であるとき。
- (2) 申請者が仲卸の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有しているとき。
- (3) 申請者が卸売業者から生鮮食料品等を円滑かつ安定的に買い受けると見込まれるとき。

(4) 申請者が卸売市場に関する法令、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他市長が定める事項を遵守すると認められるとき。

第20条に次の2項を加え、同条を第24条とする。

5 市長は、前項の規定にかかわらず、第1項の認定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定をしてはならない。

(1) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(2) 申請者が第26条又は第75条第2項の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の役員が次のいずれかに該当する者であるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第26条又は第75条第2項の規定による認定の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時その法人の役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ 暴力団員等

(4) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(5) 申請者がその業務活動について暴力団及び暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

(6) 申請者が市税に係る徴収金を滞納しているとき。

6 第1項の認定の有効期間は、規則で定める。

第14条から第18条まで及び第19条を削る。

第2章第1節中第13条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(せり人に係る措置命令)

第23条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該せり人を届け出た卸

売業者に対し、当該せり人をせりに従事させない等の措置を講じるよう命じることができる。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの
- (2) 売買参加者又は仲卸業者若しくは売買参加者の役員若しくは使用人であるもの
- (3) せりを遂行するのに必要な能力を有していない者
- (4) 暴力団員等

第12条を削る。

第11条第1項中「卸売業者がその資格を失つた」を「第9条第1項の認定を取り消した」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の7条を加える。

(卸売業者の認定の取消し)

第15条 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第9条第4項各号（第1号を除く。）のいずれかに該当しないこととなつたとき。
- (2) 第9条第5項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第11条第1項に規定する保証金を預託しないとき。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第9条第1項の認定の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (3) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(卸売業者の認定の更新)

第16条 第9条第6項の有効期間の満了後引き続き市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、認定の更新を受けなければならない。

2 第9条第4項から第6項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

(卸売業者の地位の承継)

第17条 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場

合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第9条第4項及び第5項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。

5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割前の法人が第58条第1項の規定により受けていた市場施設の使用の許可に係るものは含まないものとする。

（名称変更等の届出）

第18条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第9条第1項の認定に係る卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 第9条第3項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（事業年度）

第19条 卸売業者の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事業報告書の提出等）

第20条 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第7条に定めるところにより事業報告書を作成し、提出し、又は閲覧させなければならない。

（せり人の届出等）

第21条 卸売業者は、規則で定めるところにより、市場において行う卸売のせり人を市長に届け出なければならない。

2 卸売業者は、せり人がその業務を適確に遂行するよう、指導監督、教育等に努めなければならない。

第10条第1項中「次項の優先して弁済を受ける権利に優先して」を削り、同条第2項を削り、同条を第13条とする。

第9条第2項及び第3項を削り、同条を第12条とする。

第8条を削る。

第7条第1項中「農林水産大臣から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定める様式による誓約書を添えて」を「規則で定めるところにより」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

(卸売業者の認定)

第9条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 代表者及び役員の氏名

(3) 第1項の認定を受けて卸売の業務を行おうとする市場及び取扱品目

4 市長は、第1項の認定の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をすることができる。

(1) 申請者が法人であるとき。

(2) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験を有しているとき。

(3) 申請者が生鮮食料品等を安定的に集荷し、市場において円滑かつ安定的に卸売をすると思込まれるとき。

(4) 申請者の純資産額が次条第1項に定める純資産基準額を上回っているとき。

(5) 申請者が卸売市場に関する法令、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他市長が定める事項を遵守すると認められるとき。

5 市長は、前項の規定にかかわらず、第1項の認定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定をしてはならない。

(1) 申請者が法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はそ

の刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(2) 申請者が第15条又は第75条第1項の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の役員が次のいずれかに該当する者であるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第15条又は第75条第1項の規定による認定の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時その法人の役員として在任していた者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(4) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(5) 申請者がその業務活動について暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

(6) 申請者が市税に係る徴収金を滞納しているとき。

6 第1項の認定の有効期間は、規則で定める。

（純資産額）

第10条 卸売業者に係る純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに規則で定める。

2 市長は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が2以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について定められた純資産基準額を合算した額）を下つていることが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から、

規則で定めるところにより、その純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なくその処分を取り消さなければならない。

4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があつても市長がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に2以上の申出があつたときは、その申出の全てについて市長が相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なくその者に係る第9条第1項の認定を取り消さなければならない。

5 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎年2回、市長に対し、その純資産額を報告しなければならない。

6 卸売業者は、規則で定めるところにより、市長が定める期間ごとに、市長に対し、財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

第6条を削る。

「第2章 市場関係業者」を「第2章 市場関係事業者」に改める。

第5条第1項中「午前0時から午後12時までとする」を「規則で定める」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻（以下「販売時間」という。）並びにせり開始時刻及びせり終了時刻（以下「せり時間」という。）は、前項の開場の時間の範囲内で当該卸売業者が定める。

第5条に次の2項を加え、第1章中同条を第8条とする。

3 せり時間以外にせり売により卸売をしようとする卸売業者は、その卸売に係るせり開始時刻をあらかじめ卸売場の見やすい場所に掲示する等の方法により、取引参加者に十分に周知しなければならない。

4 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、販売時間及びせり時間を臨時に変更するよう命じることができる。

第4条を削る。

第3条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（開場の期日）

第7条 市場は、規則で定める休日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。

第2条の見出し及び同条中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、同条の表面積（平方メートル）の欄を削り、同条を第5条とする。

第1条の次に次の3条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 法第2条第4項に規定する卸売業者であつて、第9条第1項の認定を受けたものをいう。
- (2) 仲卸業者 法第2条第5項に規定する仲卸業者であつて、第24条第1項の認定を受けたものをいう。
- (3) 売買参加者 第32条第1項の承認を受け、その承認に係る市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。
- (4) 関連事業者 第58条第2項の規定により市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の使用の許可を受け、同項各号に掲げる業務を営む者をいう。
- (5) 取引参加者 卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の市場において売買取引を行う者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、開設者として市場の集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能（以下「市場機能」という。）を発揮させ、市民に生鮮食料品等を安定供給できるよう、公正かつ安定的な市場の業務の運営に努めるものとする。

2 市は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（卸売業者及び仲卸業者の責務）

第4条 卸売業者は、市場機能が発揮されるよう、生鮮食料品等を安定的に集荷し、市場において円滑かつ安定的に卸売をするよう努めなければならない。

2 仲卸業者は、市場機能が発揮されるよう、卸売業者から生鮮食料品等を円滑かつ安定的に買い受けるよう努めなければならない。

第36条から第38条までを削る。

第39条中「市場における売買取引」を「取引参加者」に、「でなければ」を「に売買取引を行わなければ」に改め、第3章中同条を第36条とし、同条の次に次の1条を加える。

(売買取引の方法)

第37条 卸売業者は、市場において行う卸売については、規則で定めるところにより、せり売又は相対による取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）によらなければならない。

第40条から第42条までを削る。

第43条の見出しを「(卸売業者による差別的取扱いの禁止等)」に改め、同条第1項中「若しくは売買参加者」を「売買参加者その他の買受人」に改め、同条第2項中「許可」を「認定」に、「物品」を「生鮮食料品等」に、「その申込が第51条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ」を「省令第6条に規定する正当な理由がある場合を除き」に改め、同条を第38条とし、同条の次に次の1条を加える。

(卸売業者の市場外の者に対する卸売に係る報告)

第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、規則で定めるところにより、品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに省令第3条第2項に規定する高値、中値及び安値に区分した卸売価格（当該卸売をした物品の単価に消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税される消費税に相当する額をいう。以下同じ。）及び地方消費税額（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）を加えて得た額をいう。以下同じ。）（以下「区分卸売価格」という。）を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

第44条から第46条までを削り、第47条を第40条とし、同条の次に次の2条を加える。

(市場外にある物品の卸売の報告)

第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務として、市場外にある物品の卸売をした場合

は、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- 2 卸売業者は、前項に規定する卸売を行うため市場外に保管場所を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、その保管場所について市長の指定を受けることができる。
- 3 前項の規定による場所の指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなつたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(受託契約約款の届出)

第42条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについてこの条例又はこの条例に基づく規則の規定その他市長が定める事項を記載した受託契約約款を定め、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更したときも、また同様とする。

- 2 前項に規定する届出は、第9条第1項の認定を受けた日(届け出た事項を変更した場合にあつては、当該変更した日)から起算して1月以内に行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により届出のあつた受託契約約款が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときは、卸売業者に対し、受託契約約款の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。
- 4 卸売業者は、第1項の規定により届け出た受託契約約款を、主たる事務所等に掲示し、又は備え付ける等により、委託者に周知しなければならない。

第48条から第51条までを削る。

第52条の見出し中「販売前における」を削り、同条第1項中「(第48条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする受託物品(以下この条において「電子商取引に係る受託物品」という。)を除く。)」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市場外(第41条第2項の規定により市長が指定した市場外の保管場所を含む。)にある受託物品の卸売をするとき。
- (2) 受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会つていてその了承が得られたとき。

第52条第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書」を「前項各号」に、「前2項」を「同項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第43条とする。

第53条を削る。

第54条第1項中「規則で定めるところにより」を削り、「又は売買参加者」を「、売買

参加者その他の買受人」に改め、同条第4項中「(当該卸売をした物品の単価に消費税額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課税される消費税に相当する額をいう。以下同じ。)及び地方消費税額(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。))を加えて得た額をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第44条とし、同条の次に次の2条を加える。

(仲卸業者の市場外からの買入れに係る報告等)

第45条 仲卸業者は、その認定に係る市場内において、当該認定に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて、市場内で販売したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 仲卸業者は、その認定に係る市場内においては、当該認定に係る取扱品目の部類に属する物品について販売の委託の引受けをしてはならない。

(売買取引条件等の公表等)

第46条 卸売業者は、市場における売買取引について、次に掲げる事項(以下「売買取引条件等」という。)を市長に届け出るとともに、公表しなければならない。届け出た事項を変更したときも、また同様とする。

- (1) 営業日及び営業時間並びに販売時間及びせり時間
- (2) 取扱品目
- (3) 取扱物品の引渡しの方法
- (4) 委託手数料の率その他の取扱物品の卸売に関し出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 取扱物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金等」という。)の種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

2 市長は、売買取引条件等(前項第3号から第6号までに掲げる事項に限る。)が出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをするものその他不適切なものであると認められるときは、卸売業者に対し、当該売買取引条件等の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

第55条及び第56条を削る。

第57条第1項中「又は入札の方法」を削り、「若しくは再入札を命ずる」を「を命じる」に改め、同条第2項中「買出人」の次に「（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第47条とする。

第58条第2項中「卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は」を「何人も、市場において」に改め、同条を第48条とし、同条の次に次の1条を加える。

（卸売予定数量等の報告）

第49条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、卸売を開始する前までに、当該物品ごとに品目ごとのその日の卸売予定数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

- (1) せり売により当日卸売をする物品
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める方法により当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、卸売が終了した後速やかに、当該物品ごとに品目ごとのその日の卸売の数量及び主要な産地並びに区分卸売価格を市長に報告しなければならない。

- (1) せり売により当日卸売をした物品
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める方法により当日卸売をした物品

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（卸売をした物品の卸売価格ごとに当該卸売をした物品の数量を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

第59条を削る。

第60条第1項中「規則で定める時刻」を「卸売を開始する前」に改め、「物品ごとに」の次に「その日の」を加え、「数量」を「卸売予定数量」に、「卸売場の見やすい場所に掲示しなければ」を「公表しなければ」に改め、同条第2項中「主要な品目」を「その日の主要な品目」に、「及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格」を「、主要な産地及び区分卸売価格」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第50条とする。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領

額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第46条第1項の規定により条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表しなければならない。

第61条第1項中「第59条第1項」を「第49条第1項」に、「速やかに、主要な品目の数量」を「規則で定めるところにより、毎開場日、同項各号に掲げる物品ごとにその日の主要な品目の卸売予定数量」に、「卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示する」を「区分卸売価格を公表する」に改め、同条第2項中「第59条第2項」を「第49条第2項」に、「売買取引の方法ごとに、主要な」を「毎開場日、同項各号に掲げる物品ごとにその日の主要な」に改め、同項後段を削り、同条を第51条とする。

第62条第1項中「第68条」を「第56条」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第52条とする。

3 卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、その物品の引渡しを受けた日の翌日（出荷者との特約がある場合には、その特約の期日）までに代金を支払わなければならない。

4 第1項の売買仕切金及び前項の代金の支払いは、現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれかの方法によるものとする。

第63条中「第47条」を「第40条」に改め、同条を第53条とする。

第63条の2に次の1項を加え、同条を第54条とする。

2 市長は、前項の書面を確認した結果、その内容が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときは、卸売業者に対し、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。

第64条から第66条までを削る。

第67条第1項中「及び売買参加者」を「、売買参加者その他の買受人」に、「受けると同時に」を「受けた日の翌日」に改め、「、売買参加者」の次に「その他の買受人」を加え、「（買い受けた額に消費税額及び地方消費税額を加えて得た額とする。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者と取り決めた支払期日及び支払方法に従って、売買代金の支払いを行わなければならない。

第67条第4項中「次の各号のいずれかに該当する場合」を「当該特約を結んだ者以外の仲

卸業者又は売買参加者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき」に改め、同項各号を削り、同条に次の2項を加え、同条を第55条とする。

5 仲卸業者は、卸売業者以外の者から仲卸の業務に係る物品を買い入れたときは、当該卸売業者以外の者と取り決めた支払期日及び支払方法に従って、買い入れた物品の代金を支払わなければならない。

6 第52条第4項の規定は、第1項、第2項及び前項の代金の支払いについて準用する。

第68条ただし書中「の指定する検査員」を削り、「確認した」を「認める」に改め、同条を第56条とする。

第69条を削る。

「第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理」を「第4章 市場の業務に関する物品の品質管理」に改める。

第70条を次のように改める。

(市場の業務に関する物品の品質管理)

第70条 卸売業者及び仲卸業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令に則して市場の業務に係る物品の品質管理の徹底に努めなければならない。

2 卸売業者及び仲卸業者は、規則で定めるところにより、市場の業務に係る部門ごとに、品質管理の責任者（以下「品質管理責任者」という。）を定めなければならない。

3 市長は、品質管理責任者が定められていないと認める場合には、当該卸売業者又は仲卸業者に対し、品質管理責任者を定めるべきことを命じることができる。

第4章中第70条を第57条とする。

第71条を削る。

第72条中「前条第1項の指定又は同条第2項」を「第58条第1項から第3項まで」に改め、第5章中同条を第63条とし、同条の前に次の5条を加える。

(市場施設の使用許可等)

第58条 市場施設を使用しようとする卸売業者及び仲卸業者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次に掲げる者に対して、市場施設の使用の許可をすることができる。

(1) 第6条に規定する取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして市長が別に定める

業務（以下「第1種関連事業」という。）を営む者（以下「第1種関連事業者」という。）

(2) 飲食店営業，理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして市長が別に定める業務（以下「第2種関連事業」という。）を営む者

3 市長は，前項に定めるもののほか，市場の運営上支障がない場合であつて，市場の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは，売買参加者に対して，市場施設の使用の許可をすることができる。

4 前3項の許可を受けて市場施設を使用する者は，規則に定める事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

5 市長は，第1項から第3項までの許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，許可をしないものとする。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者が第67条第2項若しくは第3項又は第75条第4項の規定により許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者（申請者が法人である場合にあつては，その役員）が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用しているとき。

(7) 申請者がその業務活動について暴力団及び暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

6 第2項又は第3項の許可を受けた者は，当該許可の際，規則で定めるところにより保証金を預託しなければならない。ただし，公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については，この限りでない。

7 第12条から第14条までの規定は，前項の保証金について準用する。

（関連事業者の地位の承継）

第59条 関連事業者が事業（市場における第1種関連事業又は第2種関連事業（以下「関連

事業」という。)に限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は関連事業者の地位を承継する。

2 関連事業者たる法人の合併の場合（関連事業者たる法人と関連事業者でない法人が合併して関連事業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における関連事業を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該関連事業を承継した法人は関連事業者の地位を承継する。

3 関連事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における関連事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における関連事業を引き続き営むことについて市長の認可を受けたときは、当該相続人は関連事業者の地位を承継する。

4 前3項の規定により認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

5 前条第5項から第7項までの規定は、第1項から第3項までの認可について準用する。

（名称変更等の届出）

第60条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第58条第2項の許可に係る業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。

(2) 許可申請書に記載した事項を変更したとき。

（第1種関連事業者の事業年度）

第61条 第1種関連事業者の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（第1種関連事業者の事業報告書の提出）

第62条 第1種関連事業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより作成した事業報告書を毎事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

第73条を第64条とする。

第74条中「業務許可」を「認定」に改め、同条を第65条とする。

第75条を第66条とする。

第76条の見出し中「指定又は許可」を「使用許可」に改め、同条第1項中「指定若しくは」を削り、同条第2項中「第71条第3項各号」を「第58条第5項各号（第3号を除く。）」に改め、

「指定又は」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第67条とする。

3 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第9条第1項の認定が取り消されたとき（使用者が卸売業者の場合に限る。）。

(2) 第24条第1項の認定が取り消されたとき（使用者が仲卸業者の場合に限る。）。

(3) 保証金を預託しないとき又は正当な理由がないのにその業務を開始しないとき、引き続き1月以上その業務を休止したとき若しくはその業務を遂行しないとき（使用者が関連事業者の場合に限る。）。

(4) 使用者が市場使用料を3月分以上滞納したとき。

第77条を第68条とする。

第78条第1項中「別表第4」を「別表第1」に、「別表第7」を「別表第4」に、「別表第5」を「別表第2」に改め、同条第4項中「第72条」を「第63条」に改め、同条を第69条とする。

第79条第2号中「第76条第1項」を「第67条第1項」に改め、同条を第70条とする。

第79条の2第3項中「第71条第1項から第3項まで」を「第58条第1項から第5項まで」に、「第72条」を「第63条」に、「第77条」を「第68条」に、「第78条」を「第69条」に、「第80条の2第2項」を「第73条第2項」に改め、同条を第71条とする。

第80条第1項中「、仲卸業者若しくは関連事業者」を「及び仲卸業者」に、「行なう」を「行う」に改め、第6章中同条を第72条とする。

第80条の2第1項中「卸売業者、仲卸業者、売買参加者」を「取引参加者」に改め、「又は会計」を削り、同条を第73条とする。

第81条第1項中「卸売の」を「卸売又は仲卸の」に、「卸売業者に」を「卸売業者又は仲卸業者に」に、「当該卸売業者の」を「その」に改め、同条第2項中「、仲卸業者」を「、卸売業者又は仲卸業者に」に、「仲卸し」を「卸売又は仲卸」に、「当該仲卸業者の」を「その」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第74条とする。

第82条第1項中「10万円以下の過料を科し」を「第9条第1項の認定を取り消し」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条第2項中「、10万円以下の過料を科し」を削り、「第20条第1項の許可」を「第24条第1項の認定」に、「仲卸し」を「仲卸」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条第3項中「、10万円以下の過料を科し」を削り、「第30条第1項」を「第

32条第1項」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条第4項中「、5万円以下の過料を科し」を削り、「第33条第1項」を「第58条第2項」に、「に係る業務の全部若しくは一部」を「の効力」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 市長は、卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じることができる。

第82条第6項中「卸売業者、仲卸業者、売買参加者」を「取引参加者」に改め、同条第7項を削り、同条を第75条とする。

第7章中第83条を第76条とし、第84条を第77条とし、第85条から第88条までを7条ずつ繰り上げる。

第89条第2項中「会長」を「議長」に改め、同条を第82条とする。

第90条を第83条とし、第91条を第84条とし、第91条の2を第85条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委員会が処理する事務)

第86条 委員会は、前条に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

2 協議会は、その定めるところにより、委員会の決議をもつて協議会の決議とすることができる。

第91条の3を削り、第91条の4を第87条とする。

第91条の5中「卸売業者、仲卸業者、売買参加者等」を「取引参加者」に改め、同条を第88条とする。

第91条の6第2項中「委員長」を「議長」に改め、同条を第89条とする。

第91条の7中「第86条」を「第79条」に、「第87条」を「第80条」に、「第91条」を「第84条」に改め、同条を第90条とする。

第92条第1項中「許可」を「認定」に、「行なう」を「行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、第8章中同条を第91条とし、同条の次に次の1条を加える。

(災害時における生鮮食料品等の確保)

第92条 市長は、他の法令で定める場合のほか、災害の発生に際して、生鮮食料品等を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し生鮮食

料品等の確保について必要な指示をすることができる。

第93条の見出しを「（営業行為の制限）」に改め、同条第1項中「，仲卸業者及び関連事業者」を「及び仲卸業者」に、「許可」を「認定」に、「行なう」を「行う」に改める。

第96条の見出し中「許可等」を「認定等」に改め、同条中「許可」を「認定，許可」に改める。

第97条を削り、第98条を第97条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

別表第4 仲卸業者市場使用料の項中「第55条第2項第1号の規定による許可又は同項第2号ウ，第3号イ若しくは第4号イの承認を受けた」を「その認定に係る市場内において，当該認定に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れた」に改め、同表を別表第1とする。

別表第5を別表第2とする。

別表第6中

種 別		
卸売業者売場使用料（西卸売場棟及び突堤西卸売場棟の卸売業者売場に係るものを除く。）	1月1平方メートルにつき	170円
卸売業者売場使用料（突堤西卸売場棟の卸売業者売場に係るものに限る。）	1月1平方メートルにつき	180円

を

種 別			
卸売業者売場使用料	突堤東卸売場棟, 突堤北卸売場棟, 仮設卸売場棟及び魚函倉庫棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	170円
	突堤西卸売場棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	180円
	長浜卸売場棟及び東卸売場棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	260円

に

改め, 同表仲卸売場棟使用料の部仲卸業者売場使用料の項中「1,250円」を「1,410円」に改め, 同部関連事業所使用料の項中「1,400円」を「1,560円」に改め, 同表を別表第3とする。

別表第7を別表第4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和2年6月21日から施行する。ただし, 別表第6の改正規定(同表を別表第3とする部分を除く。)は, 規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際, 現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「旧法」という。)又はこの条例による改正前の福岡市中央卸売市場業務条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可, 承認又は指定で次の表の左欄に掲げるものを受けている者は, それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の福岡市中央卸売市場業務条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による認定, 許可, 承認又は指定を受けた者とみなす。

旧法第15条第1項の許可	改正後の条例第9条第1項の認定
改正前の条例第20条第1項の許可	改正後の条例第24条第1項の認定
改正前の条例第30条第1項の承認	改正後の条例第32条第1項の承認
改正前の条例第48条第1項第1号の規定による指定	改正後の条例第41条第2項の規定による指定
改正前の条例第71条第1項の指定	改正後の条例第58条第1項又は第2項の許可
改正前の条例第71条第2項の許可	改正後の条例第58条第3項の許可
改正前の条例第72条ただし書の承認	改正後の条例第63条ただし書の承認

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第12条第1項の登録又は第51条第1項の承認を受けている者は、それぞれ改正後の条例第21条第1項又は第42条第1項の規定による届出を行った者とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第7条第1項、第22条第1項並びに第35条第1項及び第71条第4項の保証金を預託している者は、それぞれ改正後の条例第11条第1項、第25条第1項及び第58条第6項の保証金を預託した者とみなす。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。